

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月9日
【会社名】	株式会社パルマ
【英訳名】	Palma Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高野 茂久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目4番11号
【電話番号】	(03) 5501-0358 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 上村 卓也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目4番11号
【電話番号】	(03) 5501-0358 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 上村 卓也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 269,662,500円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 202,500,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 67,500,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**第一部【証券情報】****第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

種類	発行数（株）	内容
普通株式	235,000（注）2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

（注）1．平成27年7月9日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成27年7月23日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．上記とは別に、平成27年7月9日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2【募集の方法】

平成27年8月3日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年7月23日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	235,000	269,662,500	145,935,000
計（総発行株式）	235,000	269,662,500	145,935,000

- （注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年7月9日開催の取締役会決議に基づき、平成27年8月3日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,350円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は317,250,000円となります。
- 6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 平成27年8月4日(火) 至 平成27年8月7日(金)	未定 (注)4	平成27年8月10日(月)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年7月23日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年8月3日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年7月23日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年8月3日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年7月9日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成27年8月3日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年8月11日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年7月27日から平成27年7月31日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

## 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

## 4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年8月10日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	-	235,000	-

(注) 1. 平成27年7月23日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年8月3日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
291,870,000	7,000,000	284,870,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,350円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2)【手取金の使途】

上記の手取概算額284,870千円については、「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限60,100千円と合わせた手取概算額上限344,970千円について、50,000千円を設備投資に充当し、残額をターンキーソリューションサービスにおける運転資金（セルフストレージ物件の仕入資金）に充当する予定であります。

設備資金については、基幹システムの開発等に40,000千円、WEBシステムの開発等に10,000千円を充当する予定であり、平成28年9月期に20,000千円、平成29年9月期に30,000千円を充当する予定であります。

ターンキーソリューションサービスにおける運転資金については、セルフストレージ事業者向けの開発案件のうち比較的大型物件の仕入資金として、平成28年9月期に100,000千円、残額を平成29年9月期に充当する予定であります。

なお、増資資金については、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 1. 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

2. ターンキーソリューションサービスでは、セルフストレージ事業運営のコンサルティング、物件の開発及び事業者への売却といった業務を通じ、顧客がセルフストレージ事業を直ちに稼働できる状態で提供いたします。当社が土地を取得しセルフストレージを建設して売却する場合と、当社が不動産を仲介し、当該不動産についてセルフストレージへのリノベーションの提案をする場合があり、運営事業者による一括管理依頼や新規参入者の開業支援需要にも対応をすすめております。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年8月3日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	150,000	202,500,000	東京都千代田区九段北一丁目13番5号 株式会社ディア・ライフ 150,000株
計(総売出株式)	-	150,000	202,500,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,350円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

## (1)【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成27年 8月4日(火) 至 平成27年 8月7日(金)	100	未定 (注)2	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区八丁堀二丁目 14番1号 いちよし証券株式会社	未定 (注)3

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成27年8月3日）に決定する予定であります。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。



## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	50,000	67,500,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 50,000株
計(総売出株式)	-	50,000	67,500,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年7月9日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,350円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3に記載した振替機関と同一であります。

## 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

## (1)【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成27年 8月4日(火) 至 平成27年 8月7日(金)	100	未定 (注)1	いちよし証券 株式会社の本 店及び全国各 支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. いちよし証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、いちよし証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社ディア・ライフ（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年7月9日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 50,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2
(4)	払込期日	平成27年9月10日（木）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成27年7月23日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成27年8月3日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成27年8月11日から平成27年9月2日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社ディア・ライフは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成28年2月6日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の2倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年7月9日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

### 第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1 事業の概況」～「3 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

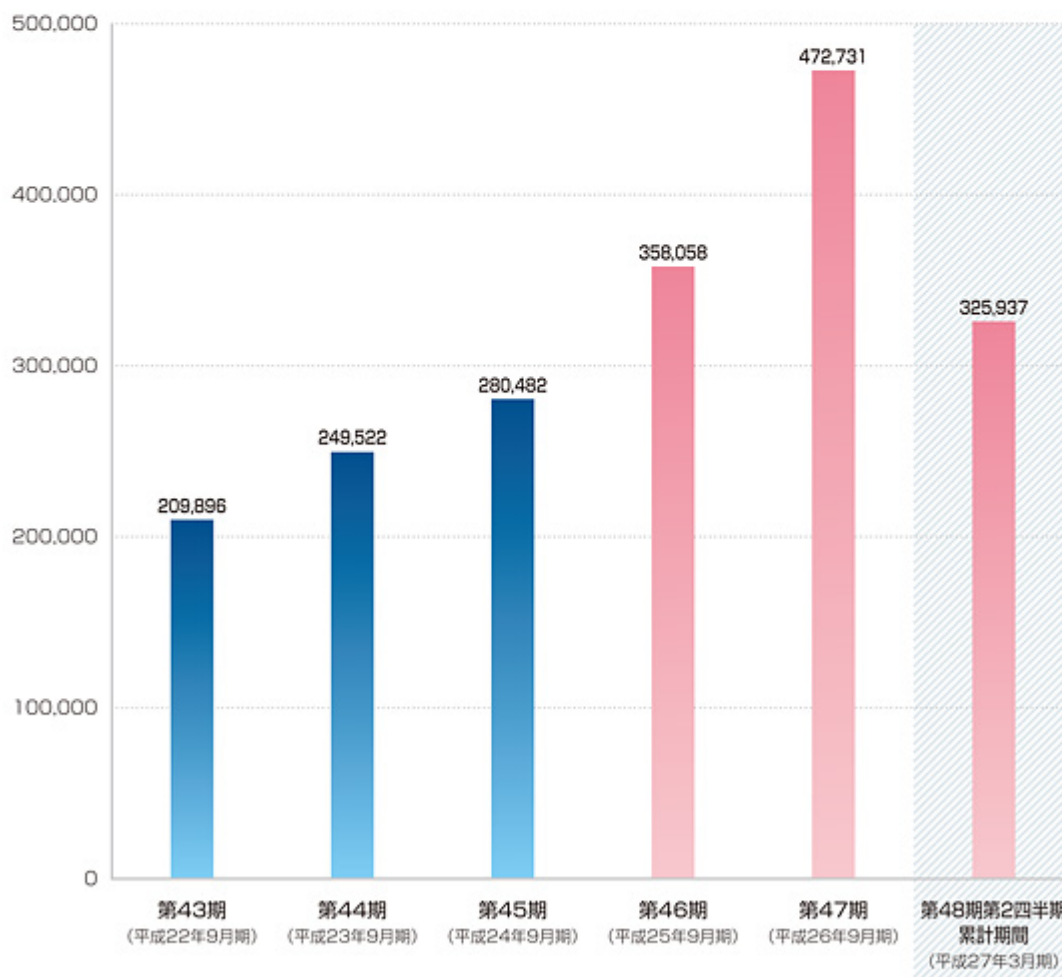
## 1 ● 事業の概況

当社は、親会社である株式会社ディア・ライフが形成する企業集団であるディア・ライフグループのアウトソーシングサービス事業を構成しております。株式会社ディア・ライフは不動産開発・売買、管理及び人材派遣事業を営んでおります。

当社は、「セルフストレージ（レンタル収納スペース・トランクルーム）市場で必要不可欠のインフラとなり、セルフストレージ市場とともに発展する」を経営ビジョンとして掲げ、「ビジネスソリューションサービス」を中核として、「ITソリューションサービス」、「ターンキーソリューションサービス」を営んでおります。

### ■ 売上高

（単位：千円）



（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 事業の内容

### 1 ビジネスソリューションサービス

当サービスは、セルフストレージビジネスプロセスのアウトソーシングに滞納保証を付加したサービスを提供するものであります。セルフストレージ利用者はセルフストレージ事業者との一時使用契約締結時に当社へ保証料を支払うことで保証人の設定や敷金が不要となり、また、セルフストレージ事業者は当社が保証することで使用料未回収リスクの低下とアウトソーシングによる業務全体の効率化を図ることができます。提供している具体的なサービス内容は以下のとおりであります。



#### ① 申込受付

セルフストレージの利用を希望している方が電話やWEBから問合せや申込をした場合、事業者に代わって契約書の準備や利用案内等の受付手続きを行います。契約した件数や対応する物件の室数に応じて事業者から手数料を頂きます。

#### ② 入金管理

利用者から毎月の使用料を回収し、事業者へ送金します。万が一、利用者の支払が遅れた場合には当社が立替えて事業者へ送金しますので、事業者は使用料未回収リスクを回避できます。

#### ③ 滞納督促

当社が立替えた使用料を利用者に督促します。事業者は使用料を全額回収しているため、督促する必要がありません。また、利用者は使用料の支払が遅れた場合、当社が使用料を立替えているため事業者との一時使用契約が即時解除になる心配がありません。

#### ④ 残置物撤去

利用者が不要な荷物を残したまま退室してしまった場合、当社が撤去して原状回復を行います。

#### ⑤ 物件巡回

事業者との契約に基づいてセルフストレージ物件の敷地内の除草作業や不審な放置物の有無についての確認作業を行います。

### 2 ITソリューションサービス

当サービスでは、セルフストレージ事業における業務効率化のためのITシステム開発・運用を行っております。昨今ではセルフストレージ業界においてもWEBを通じたサービス提供のニーズが高まっており、当社では利用者のWEBを經由したセルフストレージ申込・予約・使用料決済を可能とし、同時に事業者へWEB上における物件在庫管理サービスを提供するシステム「クラリス」を平成25年10月にリリースいたしました。さらに平成26年11月には、「クラリス」のもつ物件在庫管理の一面に着目し、新たにAPI配信向け物件情報機能を追加してWEBを通じた利用者の集客サービス「クラギメ」の運用を開始いたしました。具体的には、当社が開発したポータルサイト「ニコニコトランク」を通じて「クラリス」に登録された物件情報を配信することで集客を行っております。「クラリス」と「クラギメ」を利用することで、事業者はITによる恩恵をより一層受けることができるようになりました。



### 3 ターンキーソリューションサービス

当サービスでは、セルフストレージ事業運営のコンサルティング、物件の開発及び事業者への売却といった業務を通じ、顧客がセルフストレージ事業を直ちに稼働できる状態で提供いたします。当社が土地を取得しセルフストレージを建設して売却する場合と、当社が不動産を仲介し、当該不動産についてセルフストレージへのリノベーションの提案をする場合があり、運営事業者による一括管理依頼や新規参入者の開業支援需要にも対応を進めております。

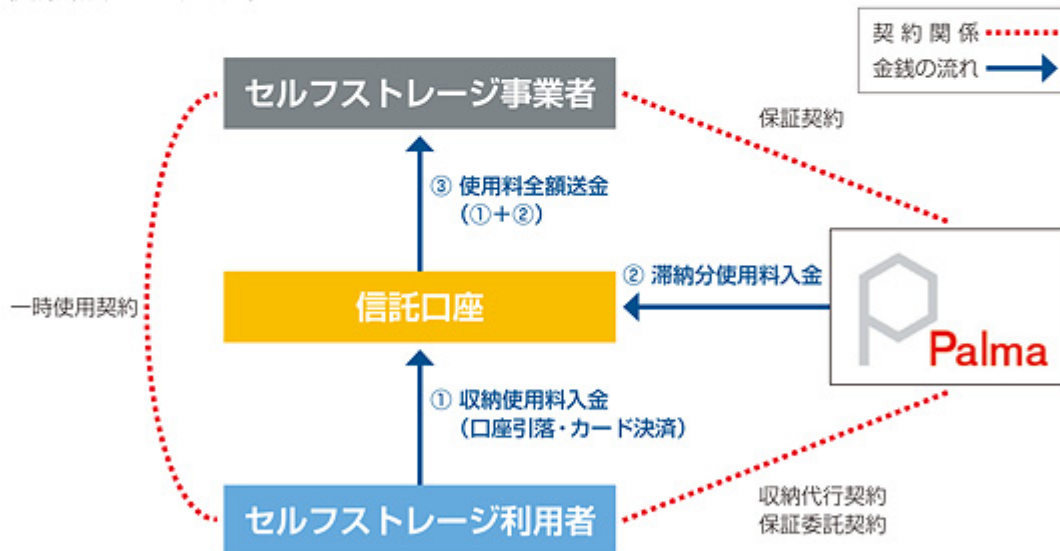




(サービス系統図)



(契約関係及び金銭の流れ)



### 3 業績等の推移

#### 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期第2四半期
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年3月
売上高	209,896	249,522	280,482	358,058	472,731	325,937
経常利益	33,255	34,515	61,924	56,888	79,460	41,460
当期（四半期）純利益	65,901	54,619	28,738	22,937	38,394	19,966
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	99,970	99,970	99,970	99,970	107,970	107,970
発行済株式総数（株）	2,474	2,474	2,474	2,474	2,634	2,634
純資産額	44,542	99,162	107,910	110,858	165,253	185,219
総資産額	200,013	331,108	349,757	437,075	381,863	473,047
1株当たり純資産額（円）	18,004.23	40,081.82	43,618.02	112.02	156.85	-
1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）（円）	-	8,080	8,080	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）	26,637.76	22,077.59	11,616.20	23.18	38.38	18.95
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）	-	-	-	-	-	-
自己資本比率（%）	22.27	29.95	30.85	25.36	43.28	39.15
自己資本利益率（%）	568.53	76.02	27.76	20.97	27.81	-
株価収益率（倍）	-	-	-	-	-	-
配当性向（%）	-	36.60	69.56	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	8,941	41,710	27,354
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△37,511	△5,913	△9,261
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	8,589	△40,184	31,561
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高	-	-	-	121,780	117,394	167,048
従業員数（外、平均臨時雇用者数）（人）	4 (0)	4 (0)	12 (0)	13 (4)	20 (9)	- (-)

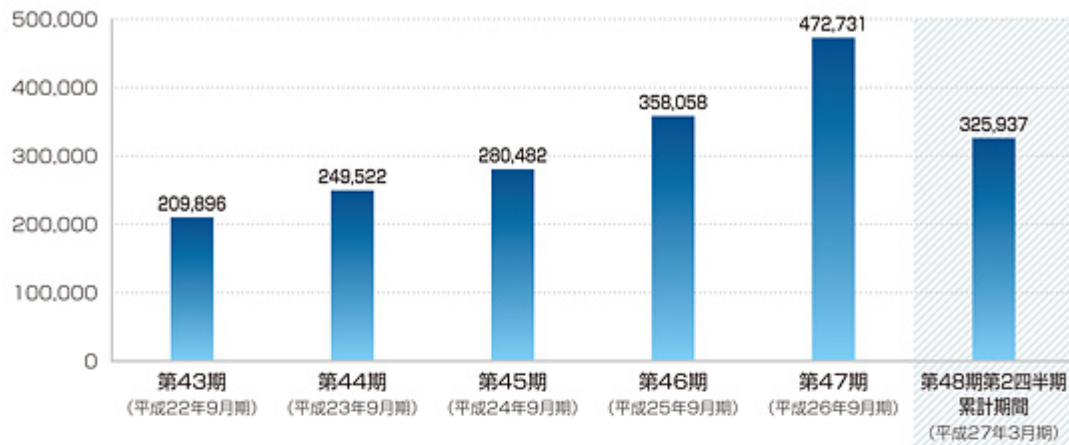
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がありませんので記載しておりません。
4. 第43期、第44期及び第45期の潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第46期、第47期及び第48期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第43期、第44期及び第45期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第46期及び第47期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第43期、第44期及び第45期の財務諸表につきましては、当該監査を受けておりません。なお、第48期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
8. 第48期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第48期第2四半期累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第48期第2四半期会計期末の数値を記載しております。
9. 第45期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成27年6月11日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成27年6月11日付で株式1株につき400株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書（1の部）]の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東京証券133号）に基づき、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第43期、第44期及び第45期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期第2四半期
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年3月
1株当たり純資産額（円）	45.01	100.20	109.05	112.02	156.85	-
1株当たり当期純利益金額（円）	66.59	55.19	29.04	23.18	38.38	18.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）（円）	-	20.20	20.20	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)



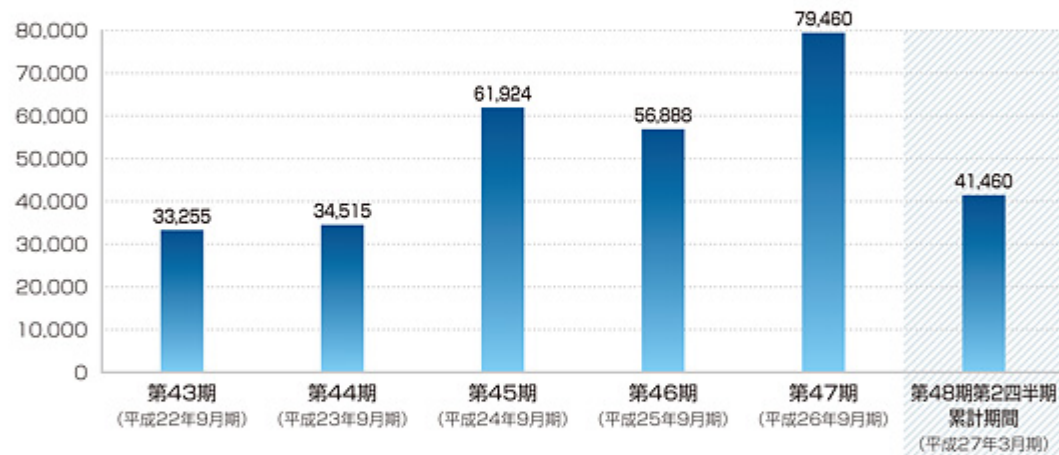
## ▶ 売上高

(単位：千円)



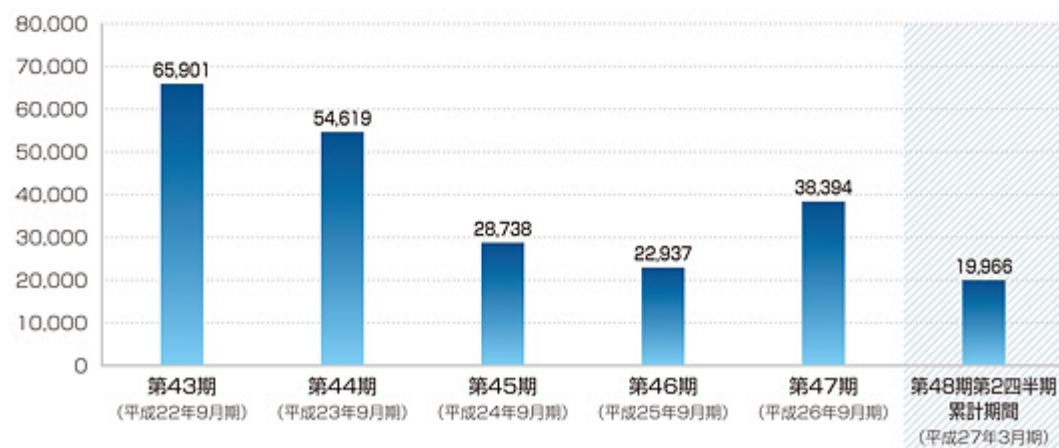
## ▶ 経常利益

(単位：千円)



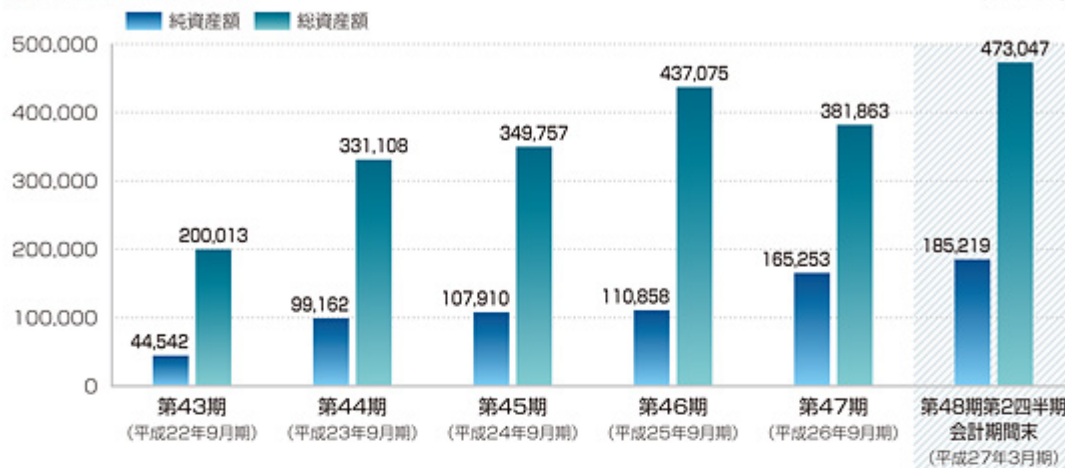
## ▶ 当期（四半期）純利益

(単位：千円)



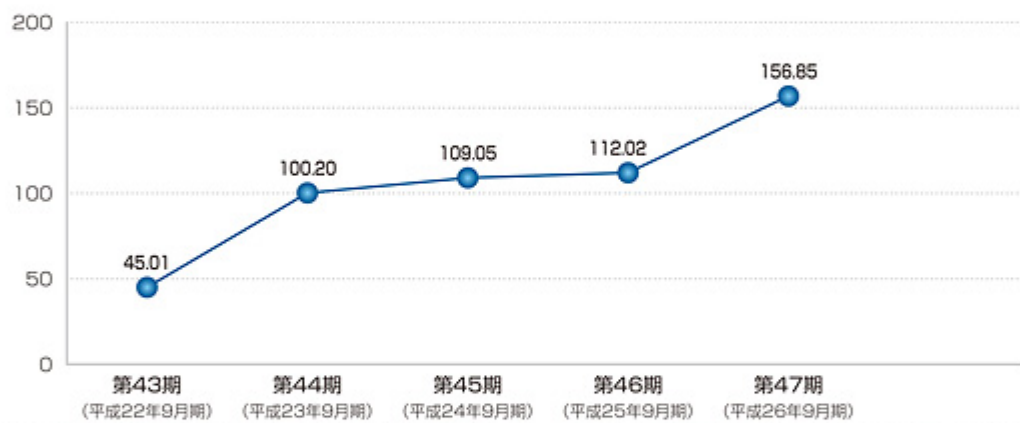
## ▶ 純資産額／総資産額

(単位：千円)



## ▶ 1株当たり純資産額

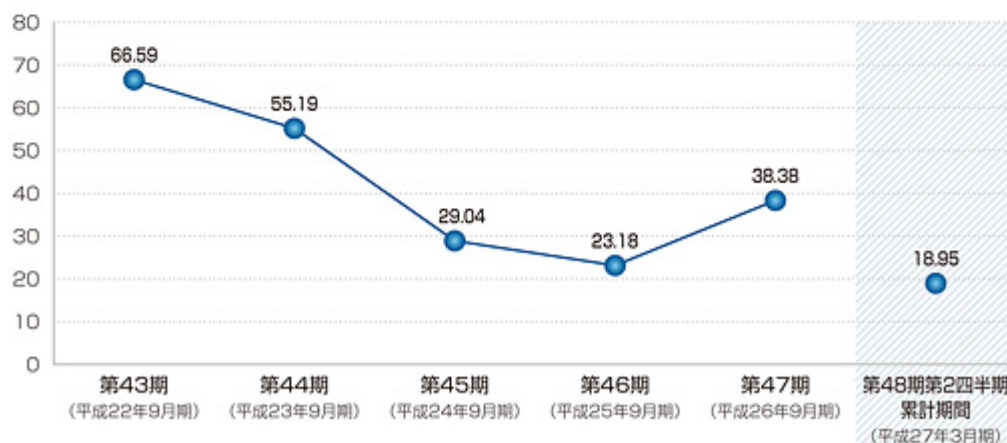
(単位：円)



(注) 当社は、平成27年6月11日付で株式1株につき400株の株式分割を行っております。上記では、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

## ▶ 1株当たり当期（四半期）純利益金額

(単位：円)



(注) 当社は、平成27年6月11日付で株式1株につき400株の株式分割を行っております。上記では、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

## 第二部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成22年 9月	平成23年 9月	平成24年 9月	平成25年 9月	平成26年 9月
売上高 (千円)	209,896	249,522	280,482	358,058	472,731
経常利益 (千円)	33,255	34,515	61,924	56,888	79,460
当期純利益 (千円)	65,901	54,619	28,738	22,937	38,394
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	99,970	99,970	99,970	99,970	107,970
発行済株式総数 (株)	2,474	2,474	2,474	2,474	2,634
純資産額 (千円)	44,542	99,162	107,910	110,858	165,253
総資産額 (千円)	200,013	331,108	349,757	437,075	381,863
1株当たり純資産額 (円)	18,004.23	40,081.82	43,618.02	112.02	156.85
1株当たり配当額 (円)	-	8,080	8,080	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	26,637.76	22,077.59	11,616.20	23.18	38.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	22.27	29.95	30.85	25.36	43.28
自己資本利益率 (%)	568.53	76.02	27.76	20.97	27.81
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	36.60	69.56	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	8,941	41,710
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	37,511	5,913
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	8,589	40,184
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	121,780	117,394
従業員数 (人)	4	4	12	13	20
(外、平均臨時雇用者数)	(0)	(0)	(0)	(4)	(9)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がありませんので記載しておりません。

4. 第43期、第44期及び第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第46期及び第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 第43期、第44期及び第45期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

7. 第46期及び第47期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第43期、第44期及び第45期の財務諸表につきましては、当該監査を受けておりません。

8. 第45期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

平成27年6月11日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 当社は、平成27年6月11日付で株式1株につき400株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第43期、第44期及び第45期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月
1株当たり純資産額 （円）	45.01	100.20	109.05	112.02	156.85
1株当たり当期純利益金額 （円）	66.59	55.19	29.04	23.18	38.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 （円）	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	- （-）	20.20 （-）	20.20 （-）	- （-）	- （-）

## 2【沿革】

当社は、金融・IT・アウトソーシングを融合したサービスを提供する目的で事業を開始しました。サービス提供には貸金業者であることを要したため、平成18年1月に貸金業登録を受けている休眠会社（株式会社今泉工務店として昭和44年12月に設立された後に休眠）の経営権を株式会社プライムが取得し株式会社パルマフィナンシャルサービスと商号を改めたことが発足の経緯です。

年月	概要
平成18年1月	金融・IT・アウトソーシングを融合したサービスの提供等を行う目的で営業を開始、商号を株式会社パルマフィナンシャルサービスへ改める。
平成18年3月	売掛債権ファクタリング等金融事業を開始。
平成18年6月	パート・アルバイト雇用者向け給与仮払いサービス「パルマ速払い」事業を開始。
平成18年7月	セルフストレージ滞納保証付きビジネスプロセスアウトソーシング事業（現セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業）を開始。
平成21年4月	売掛債権ファクタリング等金融事業を売却。
平成21年5月	株式会社ディア・ライフグループが当社株式の100%を取得し、同社の子会社となる。
平成21年11月	商号を株式会社パルマに改めるとともに東京都千代田区飯田橋に移転、本店所在地とする。
平成21年12月	会社分割により、「パルマ速払い」事業を株式会社パルマSVCに承継させ、同社株式の85%を株式会社Y's&partnersに譲渡。
平成22年4月	株式会社パルマSVCの全株式を株式会社Y's&partnersに譲渡。
平成23年7月	東京都千代田区九段北に移転、本店所在地とする。
平成23年12月	セルフストレージ使用申込受付コールセンター業務を開始。
平成25年10月	セルフストレージWEB申込・予約・決済システム「クラリス」の提供を開始。
平成26年2月	セルフストレージ集客業務を開始。
平成26年5月	東京都千代田区永田町に移転、本店所在地とする。
平成26年11月	セルフストレージ開発・開業支援コンサルティング業務を開始。 API配信（注）を利用した集客サービス「クラギメ」の提供を開始、ポータルサイト「ニコニコトランク」を開設する。
平成27年2月	セルフストレージ開発・開業支援コンサルティング業務における不動産の取得及び仲介のために宅地建物取引業者免許取得（東京都知事（1）第97464号）。

（注）API配信とは、当社の認可を得たWEBサイト運営者が、当社の物件データを簡易に自社サイトへ取り込める仕組みです。1つのデータベースを共有することで、セルフストレージ事業者にとっては複数サイトへの広告展開を一括で管理することが可能となります。

### 3【事業の内容】

当社は、親会社である株式会社ディア・ライフが形成する企業集団であるディア・ライフグループのアウトソーシングサービス事業を構成しております。株式会社ディア・ライフは不動産開発・売買、管理及び人材派遣事業を営んでおります。

当社は、「セルフストレージ（レンタル収納スペース・トランクルーム）市場で必要不可欠のインフラとなり、セルフストレージ市場とともに発展する」を経営ビジョンとして掲げ、「ビジネスソリューションサービス」を中核として、「ITソリューションサービス」、「ターンキーソリューションサービス」を営んでおります。

なお、当社は、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、各サービスについて記載しております。

#### (1) ビジネスソリューションサービス

当サービスは、セルフストレージビジネスプロセスのアウトソーシングに滞納保証を付加したサービスを提供するものであります。セルフストレージ利用者はセルフストレージ事業者との一時使用契約締結時に当社へ保証料を支払うことで保証人の設定や敷金が不要となり、また、セルフストレージ事業者は当社が保証することで使用料未回収リスクの低下とアウトソーシングによる業務全体の効率化を図ることができます。提供している具体的なサービス内容は以下のとおりであります。

##### 申込受付

セルフストレージの利用を希望している方が電話やWEBから問合せや申込をした場合、事業者によって契約書の準備や利用案内等の受付手続きを行います。契約した件数や対応する物件の室数に応じて事業者から手数料を頂きます。

##### 入金管理

利用者から毎月の使用料を回収し、事業者へ送金します。万が一、利用者の支払が遅れた場合には当社が立替えて事業者へ送金しますので、事業者は使用料未回収リスクを回避できます。

##### 滞納督促

当社が立替えた使用料を利用者に督促します。事業者は使用料を全額回収しているため、督促する必要がありません。また、利用者は使用料の支払が遅れた場合、当社が使用料を立替えているため事業者との一時使用契約が即時解除になる心配がありません。

##### 残置物撤去

利用者が不要な荷物を残したまま退室してしまった場合、当社が撤去して原状回復を行います。

##### 物件巡回

事業者との契約に基づいてセルフストレージ物件の敷地内の除草作業や不審な放置物の有無についての確認作業を行います。

#### (2) ITソリューションサービス

当サービスでは、セルフストレージ事業における業務効率化のためのITシステム開発・運用を行っております。昨今ではセルフストレージ業界においてもWEBを通じたサービス提供のニーズが高まっております。当社では利用者のWEBを経由したセルフストレージ申込・予約・使用料決済を可能とし、同時に事業者へWEB上における物件在庫管理サービスを提供するシステム「クラリス」を平成25年10月にリリースいたしました。さらに平成26年11月には、「クラリス」のもつ物件在庫管理の一面に着目し、新たにAPI配信向け物件情報機能を追加してWEBを通じた利用者の集客サービス「クラギメ」の運用を開始いたしました。具体的には、当社が開発したポータルサイト「ニコニコトランク」を通じて「クラリス」に登録された物件情報を配信することで集客を行っております。「クラリス」と「クラギメ」を利用することで、事業者はITによる恩恵をより一層受けることができるようになりました。

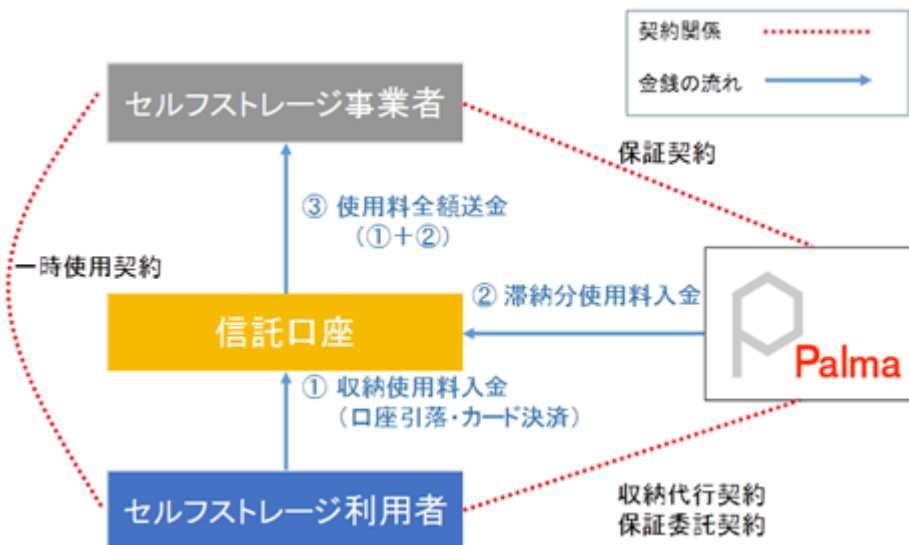
#### (3) ターンキーソリューションサービス

当サービスでは、セルフストレージ事業運営のコンサルティング、物件の開発及び事業者への売却といった業務を通じ、顧客がセルフストレージ事業を直ちに稼働できる状態で提供いたします。当社が土地を取得しセルフストレージを建設して売却する場合と、当社が不動産を仲介し、当該不動産についてセルフストレージへのリノベーションの提案をする場合があり、運営事業者による一括管理依頼や新規参入者の開業支援需要にも対応を進めております。

(サービス系統図)

**セルフストレージ利用者**

(契約関係及び金銭の流れ)



## 4【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ディア・ライフ (注)	東京都千代田区	416,472	不動産業	被所有 93.9	役員の兼任3名 ビジネスソリューション サービスの提供等

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。



## 5【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

平成27年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
23(9)	33.0	2.1	3,250

- (注) 1. 従業員数には、当社から他社への出向者数を含んでおりません。
2. 従業員数欄の(外書)は、契約社員の人員数を記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員数が最近1年間において8名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。
5. 当社は、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

## (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

第47期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当事業年度における我が国の経済は、政府主導の経済政策や金融緩和策の推進を背景に、雇用・所得環境や消費者マインドに改善がみられ、個人消費が持ち直し傾向にあるものの、平成26年4月に実施された消費税増税の影響や、欧州や新興国経済に対する不安感、円安進行による物価の高騰等、依然として経済動向の先行きを見極める局面でありました。他方で、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への交渉参加や、2020年に開催予定のオリンピック・パラリンピックの東京招致が正式決定するなど、我が国の中長期的な経済成長への期待や、経済政策・金融緩和策等に対する各国の評価から、総じて円安・株高基調にある等、景気回復への期待は高まりをみせております。

このような事業環境におきまして、当社はセルフストレージ（レンタル収納スペース・トランクルーム）業界向けアウトソーシングサービスの受託件数が堅調に推移し、それに加えて受託件数のさらなる増加・顧客基盤の拡充を図るべく、コールセンターの拡張や販売促進活動の強化、新サービスの構築等、積極的な投資活動を行ってまいりました。

以上により、当事業年度の経営成績は、売上高は472,731千円（前期比32.0%増）、営業利益は80,102千円（前期比38.0%増）、経常利益は79,460千円（前期比39.7%増）、当期純利益は38,394千円（前期比67.4%増）となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。各サービスの取組みは以下のとおりであります。

#### （ビジネスソリューションサービス）

当社主力の当サービスでは、セルフストレージ使用料入金管理・滞納保証サービスの受託を行っております。当事業年度はさらなる受託件数獲得のため営業地域を拡大した結果、新たにサービスを導入するセルフストレージ事業者が増加し、受託件数が堅調に増加しました。平成26年9月末時点での受託件数は47,241件（前期比19.7%増）となりました。

#### （ITソリューションサービス）

当サービスでは、セルフストレージ事業者に対する物件開発・運営管理の支援を行っております。当事業年度は物件管理システムである「クラリス」で物件のWEB予約を開始したことでサービスを充実させました。

#### （ターンキーソリューションサービス）

当サービスでは、セルフストレージ事業運営のコンサルティング、物件の開発及び事業者への売却を行っております。当事業年度はセルフストレージ物件のリサーチ及び2件のコンサルティングを行いました。

第48期第2四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

当第2四半期累計期間における我が国経済は、企業収益の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調となりましたが、個人消費の低迷や新興国経済の成長鈍化等による下振れ懸念など先行きが不透明な状況で推移しました。

当社が属するセルフストレージ業界におきましては、個人利用者の需要に対応するため、セルフストレージの積極的な増設が見られました。

このような状況のもと、当社のビジネスソリューションサービスでは受託件数が堅調に増加し、ITソリューションサービスでは平成26年11月にリリースしたポータルサイト「ニコニコトランク」の掲載物件が着実に増加しております。また、当期本格的に始動したターンキーソリューションサービスでは、開発案件である「キーピット鎌倉」の引渡しが完了し、今後のセルフストレージ開発のモデルケースが確立できました。

以上により、当第2四半期累計期間における売上高は325,937千円、営業利益は41,800千円、経常利益は41,460千円、四半期純利益は19,966千円となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

第47期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度に比べて4,386千円減少して117,394千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は41,710千円(前年同期に得られた資金は8,941千円)となりました。これは主に、税引前当期純利益75,984千円、金銭の信託の減少46,075千円があった一方で、預り金の減少29,601千円、求償債権の増加13,349千円、前受収益の減少9,740千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は5,913千円(前年同期に使用した資金は37,511千円)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4,561千円、無形固定資産の取得による支出7,705千円、敷金の差入による支出7,637千円があった一方で、定期預金の払戻による収入15,000千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は40,184千円(前年同期に得られた資金は8,589千円)となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出30,000千円、長期借入金の返済による支出26,184千円があった一方で、新株の発行による収入16,000千円があったことによるものです。

第48期第2四半期累計期間(自平成26年10月1日至平成27年3月31日)

当第2四半期累計期間における現金及び預金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ49,654千円増加し、167,048千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は27,354千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益41,460千円、前受収益の増加14,149千円があった一方で、たな卸資産の増加33,773千円、求償債権の増加11,478千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は9,261千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出8,064千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は31,561千円となりました。これは主に、短期借入金による収入40,500千円があったことによるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社の事業は、セルフストレージに関連したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

### (2) 受注状況

当社は、受注生産を行っていないため、受注実績の記載はしていません。

### (3) 販売実績

当事業年度及び当第2四半期累計期間の販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第47期事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	前期比 (%)	第48期第2四半期累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)
ビジネスソリューションサービス(千円)	465,296	130.2	250,243
ITソリューションサービス(千円)	6,545	-	4,924
ターンキーソリューションサービス(千円)	889	-	70,770
合計(千円)	472,731	132.0	325,937

(注) 1. 当社の事業セグメントは、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業のみの単一セグメントであるため、サービス別の販売実績を記載しております。

2. 第48期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第46期事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)		第47期事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		第48期第2四半期累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)	
	金額(千円)	割合 (%)	金額(千円)	割合 (%)	金額(千円)	割合 (%)
(株)シーアールイー	-	-	-	-	66,172	20.3

3. 第46期事業年度及び第47期事業年度の(株)シーアールイーに対する販売実績はありません。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社といたしましては、景気動向及びセルフストレージ業界動向に柔軟に対応しながら、継続的な業績発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、解決に取り組んでまいります。

#### (1) 占有率及び事業エリアの拡大

当社のサービスを導入しているセルフストレージ事業者はセルフストレージ業界の半分以上を占めております。しかしながら、当社のサービスを一部の物件に導入している事業者が多く、当社の調査では業界全体の物件のうち当社のサービスを導入しているのは30%程度に留まっているのが現状です。業績拡大のため、既に取り引のある事業者の当社のサービス導入物件を増加させていく必要があります。

また、首都圏以外で当社のサービスを導入している事業者は多くありません。今後は首都圏以外へのサービス拡大を図り、全国的なサービス展開を行ってまいります。

#### (2) 滞納管理の拡充・強化

当社はセルフストレージ事業者と締結した使用料収納代行契約に基づき管理を行っております。セルフストレージ利用者数が増加するにつれ、使用料を滞納する利用者も増加していきますので、滞納管理の自動化を進め、業務の効率化を図ってまいります。

#### (3) システムのセキュリティ管理体制

当社の展開する事業は社内管理システム及びWEBサイトにかかるセキュリティ管理体制の構築が重要です。今後も市場の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

#### (4) WEBサービスの拡充

当社はセルフストレージWEB申込・予約・決済サービス「クラリス」を平成25年10月にリリースし、平成27年6月末現在約2万5千室を同サービスに登録いたしました。これは当社と取引のある事業者が保有する室数の約10%に過ぎません。より一層の業績拡大を図るため、平成26年11月にリリースしたセルフストレージ向けポータルサイトと連動し、早期に同サービスへの登録室数を増加させてまいります。

#### (5) 新サービスの展開

昨今ではセルフストレージ市場への新規参入事業者が相次いでおります。このため、ターンキーソリューションサービスとして、セルフストレージ向け物件の開発や管理受託といった業務を展開し、新たな収益モデルを構築し対応してまいります。

#### (6) 海外投資家向けの広報活動

今後、海外のセルフストレージ事業者及び投資家による日本市場への参入が予想されます。当社の調査によると海外に当社と同じ機能を持ったサービス提供者は存在する可能性が低い。海外からの市場参入者及び投資家に当社サービスの価値を十分に認識して頂くことに努めてまいります。

#### (7) 経営管理体制の構築

当社が継続的に成長をコントロールし、安定したサービスを提供し続けていくためには、継続的な内部統制の整備、強化に取り組んでいくことも必要と考えております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

## 4【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスクについて投資家の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる主な事項には以下のものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上あるいは当社の事業活動を理解するうえで重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容もあわせて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、ご留意下さい。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が入手可能な情報から判断したものであります。

### (1) 求償債権の回収不能リスクについて

当社のビジネスソリューションサービスにおいては、当社がセルフストレージの使用料債務に対する連帯保証人となっております。仮に、当該セルフストレージ事業者への使用料の遅延・滞納が起きた場合には、利用者にかわって当社が使用料の立替払いをいたします。これにより、当社は保証契約に基づく求償債権又は保証委託契約に基づく求償債権を取得することになりますが、これら債権を全額回収できるとは限らず、回収不能金が発生する可能性があります。

当社は、このリスクに対して過去の未回収金の発生状況を勘案した保証料率を設定し、また保証契約あるいは保証委託契約に基づく求償債権に対して、保証対象額（当事業年度末時点26億円）に対する貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上することで対処しております。しかしながら、実際の貸倒れが現時点の予想を上回った場合、現時点の貸倒引当金は不十分となる可能性があります。また、当社が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当社は追加の貸倒引当金の計上を必要とする可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 残置物撤去費用の発生リスクについて

当社はセルフストレージ使用契約が解除された場合、セルフストレージ利用者がセルフストレージ内に残した残置物を撤去し、撤去に関わる費用を負担する契約をセルフストレージ事業者と締結しておりますので、セルフストレージの滞納保証業務において残置物撤去費用の発生を避けることはできません。

このため、撤去費用の発生の割合及び発生金額が経済環境の予想し難い激変等、何らかの理由により上昇する事態が起こった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

さらに残置物撤去の作業時において、重量物や危険物が残置されている際に作業員が不可抗力で労働災害に見舞われる可能性があります。作業員が災害にあった際にはその補償のために拠出した費用が当社の業績に影響を与える可能性があります。

### (3) 訴訟リスクについて

当社においては、保証委託契約締結時に審査を実施するものの、使用料を滞納し支払困難となる利用者が発生する場合があります。滞納が発生した後2ヶ月以上経過するとセルフストレージ事業者と利用者間で締結された契約に基づき、セルフストレージ事業者は当社が使用料の立替えを行っていたとしても施設利用契約の解除を行う権限を有します。契約の解除に伴いセルフストレージに入れている荷物の撤去を要求しますが、支払困難となった滞納者の中には独自の解釈により荷物を置き続ける等を行い、セルフストレージ事業者と主張が対立する場合があります。その際、当社はセルフストレージ利用者との間で締結した保証委託契約に基づき、物件に放置された荷物を搬出、運搬、保管、処分を行う権限を有します。一定期間の保管後、当社の処分行為により損害を受けたとしてセルフストレージ利用者が当社を提訴する可能性があります。当該訴訟の内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、平成27年6月末時点において、係争中のものはありません。

### (4) 特定分野への依存に関するリスクについて

#### ビジネスソリューションサービスへの依存

当社の収益はセルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業の中でもビジネスソリューションサービスに集中しており、平成26年9月期において当社売上高の大半を占めております。当社といたしましては、継続的に新規サービス開発に取り組んでまいりますが、セルフストレージ業界の状況によっては、当社の事業展開に影響を与える可能性があります。

#### 特定セルフストレージ事業者への依存

当社は、平成27年6月末時点で約150社のセルフストレージ事業者と取引しており、そのうち取扱高上位3社が約60%を占めております。

しかしながら、これらの事業者が今後、当社との取引を継続的に行う保証はありません。当社としましては、特定事業者への依存度を引下げするため、大口事業者の新規開拓、既存事業者の深耕開拓に注力しておりますが、見込

みどおりに開拓が進まないまま、特定事業者との取引方針の変更、収益動向の変化、事業活動の停止などが発生した場合、当社の業績に重大な影響が生じる可能性があります。

(5) 新規事業の不確実性について

当社は平成26年2月より主にWEBによるセルフストレージ利用を希望する潜在的な利用者をセルフストレージ事業者にとって代わって集客し、成功報酬を得る業務を開始しました。業務拡大を見越して平成26年11月よりポータルサイトをリリースしております。また、ターンキーソリューションサービスとしてセルフストレージ用の物件開発を始めました。

このように、当社はより一層の成長を志向し、今後も新規サービスを展開していく方針であります。しかしながら、マーケットの分析やサービスの開発等に時間を要したり、必要なシステムの構築に予想以上のコストがかかる等、必ずしも計画が順調に進行しないことも想定されます。さらに、新規サービスがスタートした後、軌道に乗った展開ができるとは限らず、方針の変更や見直し、撤退等何らかの問題が発生する可能性も想定されます。新規サービスの展開が収益獲得に至らず損失が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 不動産売買契約の不成立

ターンキーソリューションサービスでは、当社が土地を取得しセルフストレージを建設したうえでオーナー希望者等に売却する場合と、当社が不動産を仲介し、当該不動産についてセルフストレージへのリノベーションの提案をする場合があります。本書提出日現在、1件の売却及び2件の仲介を行い、今後さらに実績を積み上げていく方針です。

当社が不動産を取得又は仲介をするにあたっては、売却予定先からの購入意向書や買付書の差し入れを前提としておりますが、これらの書面をもって売買契約が成立したとは言い難いため、万が一相手方が当該不動産の購入を取りやめた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、建築工事の遅延及び建設会社の倒産等により、当初の建築計画に修正が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 競合事業者について

当社のようにセルフストレージの滞納保証を行い、利用申込みから残置物撤去まで一貫したアウトソーシングサービスを提供している競合事業者は、現在のところ見当たりません。しかしながら、家賃の連帯保証人代行サービスを提供する会社やクレジットカード会社が当社と競合しうるサービスの提供を始める可能性があります。

当社としては、業務品質の向上、商品開発やIT化の推進等により、先行者利益を更に拡大するべく努力する所存でございますが、当社の競合環境の激化等を通じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) セルフストレージ業界全体の経済状況、規制による影響

当社は主にセルフストレージ事業に特化したサービスを提供しております。よって需要の増減等セルフストレージ業界全体の経済変動又はセルフストレージの設置・開設・運営にかかわる法的規制等によって、経営成績及び財政状態等に重要な影響を及ぼす可能性があります。特にコンテナ型のセルフストレージについては、構築物として建築確認を要する動きが出ており、セルフストレージ事業者にとって積極的な物件の増設に障害となる可能性があります。既存事業者の保有物件について当社サービスの導入率を高め、あるいは新規事業者の獲得に成功したとしても、業界全体が成長しない限り当社の成長も限界に到達する可能性があります。

(9) 個人情報を含む情報管理について

当社は、セルフストレージ利用者に関する個人情報やセルフストレージ事業者の企業情報等、機密性が高い様々な情報が蓄積されるため、これらの情報の保護が重要となります。そのため、従業員に対し情報管理の重要性を周知徹底するとともに、ファイアーウォールによる不正アクセスの防止や、定期的なバックアップの実施によるデータ消失の防止等を行っております。このようなシステムセキュリティを設定しておりますが、通信インフラの破壊や故障などにより当社が利用しているシステム全般が正常に稼働しない状態に陥ってしまった場合、あるいは情報漏洩・不具合が発生した場合には、当社の社会的信用、業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(10) 組織体制について

当社は、平成27年6月30日現在で、取締役5名、監査役3名、従業員32名の小規模組織であります。限りある人的資源に依存しているために、社員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が大量に退職した場合には、当社の業務に支障をきたす可能性があります。今後、事業拡大に伴い人員増強を図り、内部管理体制もあわせて強化・充実させていく方針ですが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的対応ができなかった場合は、結果として当社の事業遂行及び拡大に影響を与える可能性があります。一方、急激な規模拡大は、固定費の増加につながり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 代表取締役社長高野茂久への依存について

当社の事業の推進者は、代表取締役社長である高野茂久であります。同氏は当社の経営戦略の決定、事業開発及び管理業務の推進において、当社の最高責任者として影響力を有しております。

このため当社は同氏に過度に依存しない体制を構築すべく、経営組織の強化を図っておりますが、同氏が何らかの理由により当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 親会社との関係について

##### 親会社との資本関係

株式会社ディア・ライフは本書提出日現在、当社の発行済株式総数（普通株式）の93.9%を保有しております。当社の経営判断において親会社の承認を必要とする取引や業務は存在しませんが、当社の取締役、監査役の選任・解任や合併等の組織再編、重要な資産・事業の全部又は重要な一部の譲渡、定款の変更及び剰余金の処分等、株主の承認が必要となるすべての事項に関しては、他の株主の意向や利益にかかわらず、株式会社ディア・ライフが今後も影響を与える可能性があります。また、株式会社ディア・ライフにおいて、風評リスク等が顕在化した場合、当社に対しても当該リスクが伝播する可能性があります。

##### 親会社との取引関係

平成26年9月期において、株式会社ディア・ライフとの収益に係る取引総額は1,288千円、費用に係る取引総額は10,297千円であります。これらのうち、重要な取引の内容は、後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（関連当事者情報）」に記載のとおり、株式会社ディア・ライフからの派遣社員の受入、株式会社ディア・ライフと当社が同じ事務所をシェアしていた時の当社負担分の賃貸料、株式会社ディア・ライフの所有するセルフストレージの契約管理料です。本書提出日現在の取引は契約管理がありますが、今後解消する予定です。

なお、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については取締役会に対して定期的に報告を行うとともに、管理部における取引開始時のチェック、監査役監査や内部監査における取引の内容等の事後的なチェックを行う等、健全性及び適正性確保の仕組みを整備し、更に強化してまいります。

##### 親会社との役員の兼任

当社役員のうち、下記の者は本書提出日現在において、当社の役員と株式会社ディア・ライフの役員を兼務しております。

氏名	当社における役職	株式会社ディア・ライフにおける役職
高野茂久	代表取締役社長	取締役（非常勤）
阿部幸広	取締役（非常勤）	代表取締役社長
清水誠一	監査役（非常勤）	取締役管理ユニット長

高野茂久はディア・ライフグループとしての経営判断に関与するため取締役を兼任しております。

阿部幸広は当社の代表取締役であったことから引き続き取締役を兼任しております。

清水誠一は親会社の管理ユニット長として子会社監査のために監査役を兼任しております。

当社に対する株式会社ディア・ライフの出資比率が変更される等の理由により、当社と親会社の関係が変動すると、これらの人的関係も変動する可能性があります。

#### (13) 基幹システム等と会計数値について

当社の会計数値の殆どは、基幹システム、決済システムから出力されたデータを基に作成しております。両システムが会計情報の抽出に適した仕様ではないため、手動でその調整をしております。したがって、人的なエラーにより誤った会計処理が行われる可能性があります。今後基幹システム等の機能を向上強化させて、会計情報の抽出に適したシステムにしてまいります。事業の拡大及び進展に合わせ適時適切にシステム強化ができなかった場合は、結果として当社の事業遂行及び拡大に影響を与える可能性があります。

#### (14) ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、役職員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在、ストック・オプションによる潜在株式総数は203,600株であり、発行済株式総数の19.3%に相当しております。これらのストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

#### (15) 法的規制等について

当社は事業の運営において、セルフストレージ利用者の個人情報に預かっているため「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。また、ターンキーソリューションサービスにおいては「宅地建物取引業法」に則った運営を行っております。



当社は上記を含む各種法的規制に関して、法律を遵守するよう、社員教育を行うとともにそれらの遵守体制を整備・強化しておりますが、今後これらの法令の改正や、法的規則が強化された場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積もり

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積もりを必要としております。経営者は、これらの見積もりについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積もり特有の不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

第47期事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

#### (流動資産)

当事業年度における流動資産の残高は、326,608千円（前期比17.0%減）となりました。これは主に受託件数が増加したことに伴う貸倒引当金の増加12,382千円、集金代行の担保として設定した金銭の信託の減少46,075千円によるものであります。

#### (固定資産)

当事業年度における固定資産の残高は、55,254千円（前期比26.4%増）となりました。これは主に業務用ソフトウェアの取得による増加4,015千円、事務所移転に伴う敷金の増加6,880千円によるものであります。

#### (流動負債)

当事業年度における流動負債の残高は、177,074千円（前期比34.3%減）となりました。これは主に借入金の返済39,151千円、集金代行の預り金の減少29,601千円、未払法人税等の減少26,621千円によるものであります。

#### (固定負債)

当事業年度における固定負債の残高は、39,535千円（前期比30.1%減）となりました。これは主に長期借入金の返済17,033千円によるものであります。

#### (純資産)

当事業年度における純資産の残高は、165,253千円（前期比49.1%増）となりました。これは主に、新株の発行による資本金及び資本準備金の増加16,000千円、当期純利益が38,394千円が計上されたことによるものであります。

第48期第2四半期累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

#### (資産の部)

当第2四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末と比べて、91,184千円増加し、473,047千円となりました。これは主に、現金及び預金が49,654千円増加し、仕掛販売用不動産が33,773千円増加したことによるものであります。

#### (負債の部)

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末と比べて、71,218千円増加し、287,827千円となりました。これは主に物件開発にかかる短期借入金が40,500千円増加したことによるものであります。

#### (純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べて19,966千円増加し、185,219千円となりました。これは主に、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金が19,966千円増加したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

第47期事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

#### (売上高)

当事業年度における売上高は472,731千円（前期比32.0%増）となりました。サービス別の売上はビジネスソリューションサービスは、受託件数が堅調に推移したことにより465,296千円（同30.2%増）、当事業年度より開始したITソリューションサービスにつきましてはWEB決済サービスの導入により6,545千円となりました。

## （売上原価）

当事業年度における売上原価は113,353千円（前期比39.8%増）となりました。主にビジネスソリューションサービスにおける回収手数料原価によるものであります。

## （売上総利益）

以上の結果、売上総利益は359,377千円（前期比29.7%増）となりました。

## （販売費及び一般管理費）

当事業年度における販売費及び一般管理費は279,275千円（前期比27.5%増）となりました。主な内訳は、給与手当82,437千円、役員報酬37,460千円及び支払手数料30,228千円であります。

## （営業利益）

以上の結果、営業利益は、80,102千円（前期比38.0%増）となりました。

## （営業外損益）

当事業年度における営業外収益は、1,117千円（前期比26.8%増）となりました。主に債権売却益560千円によるものであります。また、営業外費用は、1,759千円（同13.1%減）となりました。これは主に支払利息1,559千円によるものであります。

## （経常利益）

以上の結果、経常利益は、79,460千円（前期比39.7%増）となりました。

## （特別損益）

当事業年度における特別損失は、3,475千円（前期比51.2%減）となりました。主に事務所移転に伴い固定資産を除却したことによるものであります。

## （当期純利益）

当事業年度における当期純利益は、法人税、住民税及び事業税29,579千円、法人税等調整額8,009千円を計上した結果、38,394千円（前期比67.4%増）となりました。

第48期第2四半期累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)

## （売上高）

当第2四半期累計期間における売上高は325,937千円となりました。サービス別の売上はビジネスソリューションサービスは、受託件数が堅調に推移したことにより250,243千円、ITソリューションサービスにつきましてはWEB集客サービスの導入室数が順調に増加したことにより4,924千円、ターンキーソリューションサービスにつきましては「キーピット鎌倉」の引渡しが完了したことにより70,770千円となりました。

## （売上原価）

当第2四半期累計期間における売上原価は121,800千円となりました。主にビジネスソリューションサービスにおける回収手数料原価及びターンキーソリューションサービスにおける製品原価によるものであります。

## （売上総利益）

以上の結果、売上総利益は204,137千円となりました。

## （販売費及び一般管理費）

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は162,337千円となりました。主な内訳は、給与手当43,555千円、役員報酬19,610千円及び支払手数料22,569千円であります。

## （営業利益）

以上の結果、営業利益は41,800千円となりました。

## （営業外損益）

当第2四半期累計期間における営業外収益は435千円となりました。主に債券売却益によるものであります。また、営業外費用は776千円となりました。主に支払利息によるものであります。

## （経常利益）

以上の結果、経常利益は41,460千円となりました。

(四半期純利益)

当第2四半期累計期間における四半期純利益は、法人税、住民税及び事業税28,939千円、法人税等調整額7,445千円を計上した結果19,966千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第47期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度に比べて4,386千円減少して117,394千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は41,710千円（前年同期に得られた資金は8,941千円）となりました。これは主に、税引前当期純利益75,984千円、金銭の信託の減少46,075千円があった一方で、預り金の減少29,601千円、求償債権の増加13,349千円、前受収益の減少9,740千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は5,913千円（前年同期に使用した資金は37,511千円）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4,561千円、無形固定資産の取得による支出7,705千円、敷金の差入による支出7,637千円があった一方で、定期預金の払戻による収入15,000千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は40,184千円（前年同期に得られた資金は8,589千円）となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出30,000千円、長期借入金の返済による支出26,184千円があった一方で、新株の発行による収入16,000千円があったことによるものです。

第48期第2四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べて49,654千円増加し、167,048千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は27,354千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益41,460千円、前受収益の増加14,149千円があった一方で、たな卸資産の増加33,773千円、求償債権の増加11,478千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は9,261千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出8,064千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は31,561千円となりました。これは主に、短期借入金による収入40,500千円があったことによるものです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、組織体制、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は「セルフストレージ市場で必要不可欠のインフラとなり、セルフストレージ市場とともに発展する。」ことを目指しており、今後の日本のセルフストレージ市場について次のように考えております。

海外では、居住空間をより広く快適に確保するために、収納スペースを住宅の外部にもつという生活スタイルが普及しております。これは日本、特に都市部においても潜在的なニーズとして存在すると認識しており、日本のセルフストレージ普及率は徐々に高まっていくと見込んでおります。さらに、高齢化による親世代の物品保管

ニーズや、都市化による狭小な居住空間の下でもより便利な生活環境を望む声の高まりにより、収納スペースの外部化は進んでいくと思われま

す。このような環境の下、当社は取引先となるセルフストレージ事業者を獲得するとともに、ITサービス分野を強化し、セルフストレージ市場への新規参入事業者を支援することでセルフストレージ市場の発展と当社の業容の拡大を同時に図っていく方針です。そのために必要な人材の確保・育成及び内部管理体制のさらなる強化にも一層努めてまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」及び「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の様々な課題に対応していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第47期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当事業年度における主要な設備投資は、事務所移転に伴う建物付属設備、備品の取得4,561千円、業務の効率化のための業務管理システムの取得及び改修費7,705千円であります。

また、事務所移転に伴い、建物付属設備及び備品の除却10,391千円を実施しております。

第48期第2四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

当第2四半期累計期間の重要な設備投資はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

平成26年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	業務施設	1,754	3,074	40,273	305	45,408	19(9)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、無形固定資産であります。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 本件事務所は賃借しており、年間賃借料は9,032千円であります。

5. 当社の事業セグメントは、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

6. 従業員数欄の(外書)は、契約社員の員数を記載しております。

7. 従業員数には、当社から他社への出向者数を含んでおりません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】(平成27年6月30日現在)

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手日及び完成予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都千代田区)	管理機能強化及び業務効率化のための全社基幹システム	40,000	-	増資資金	平成27年10月	平成29年9月	(注) 2
本社 (東京都千代田区)	物件管理及び集客拡大のためのWEBシステム	10,000	-	増資資金	平成27年10月	平成29年9月	(注) 2

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社の事業セグメントは、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

(注) 平成27年5月22日開催の取締役会決議により、平成27年6月11日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は3,900,000株増加し、4,000,000株になっております。

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,053,600	非上場	単元株式数 100株
計	1,053,600	-	-

(注) 平成27年5月22日開催の取締役会決議により、平成27年6月11日付で普通株式1株を400株に分割しております。これにより発行済株式総数は1,050,966株増加し、1,053,600株になっております。また、上記分割に伴い定款の一部を変更し、単元株式数を100とする単元株制度を採用しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成26年7月23日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成26年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年6月30日)
新株予約権の数(個)	509	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	509	203,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000	250
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月1日 至 平成36年7月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価額 100,000 資本組入額 50,000	発行価額 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けたものは、権 利行使時においても、当社の取締役若 しくは従業員の地位にあることを要す る。 その他の条件は、当社と新株予約権 の割当を受けたものとの間で締結した 「新株予約権割当契約」で定めるとこ ろによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取 締役会の決議による承認を要するもの とする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 平成27年5月22日開催の取締役会決議により、平成27年6月11日付で普通株式1株を400株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

発行年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年7月31日 (注)1	160	2,634	8,000	107,970	8,000	18,419
平成27年6月11日 (注)2	1,050,966	1,053,600	-	107,970	-	18,419

(注)1. 有償第三者割当増資

主な割当先 高野茂久 100株、上村卓也 28株 他4名

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

2. 株式分割(1:400)によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成27年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式 の状況(株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	6	7	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	9,896	-	-	640	10,536	-
所有株式数の割合 (%)	-	-	-	93.9	-	-	6.1	100.0	-

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,053,600	10,536	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,053,600	-	-
総株主の議決権	-	10,536	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成26年7月23日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成26年7月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、事業規模の拡大及び経営基盤の強化のために必要な内部留保を充実させるとともに、当社事業に継続して投資して頂く株主の皆様に対して、会社業績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は、取締役会であります。

第47期事業年度の配当につきましては、無配とさせていただき、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、事業規模の拡大及び経営基盤の強化のための財源として利用していく予定であります。

## 4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	高野 茂久	昭和39年7月12日生	昭和63年4月 株式会社足利銀行入行 昭和63年10月 日本アセアン投資株式会社（現日本アジア投資株式会社）入社 平成16年4月 信金キャピタル株式会社入社 平成18年1月 株式会社プライム入社 平成18年2月 当社代表取締役COO就任 平成21年5月 株式会社プライム退社 平成24年12月 株式会社ディア・ライフ取締役就任（現任） 平成26年2月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注)4	40,000
取締役	営業部長	青木 寛	昭和45年6月6日生	平成6年4月 ニチメン株式会社（現双日株式会社）入社 平成17年12月 株式会社ディア・ライフ取締役就任 平成21年5月 当社取締役保証事業部長（現営業部長）就任（現任）	(注)4	4,000
取締役	管理部長	上村 卓也	昭和45年8月23日生	平成9年12月 株式会社カーギルジャパン入社 平成13年7月 信金キャピタル株式会社入社 平成19年1月 株式会社ディア・ライフ入社 平成21年5月 当社取締役就任 平成23年4月 株式会社コアスペース取締役就任 平成25年12月 当社取締役管理部長就任（現任）	(注)4	11,200
取締役	-	阿部 幸広	昭和43年2月20日生	平成2年4月 ニチメン株式会社（現双日株式会社）入社 平成16年11月 株式会社ディア・ライフ設立 同社代表取締役社長就任（現任） 平成21年5月 当社代表取締役社長就任 平成26年2月 当社取締役就任（現任）	(注)4	-
取締役	-	榎 和志	昭和36年10月20日生	昭和62年7月 株式会社アミックス入社 平成6年10月 株式会社ベルーフ代表取締役副社長就任 平成16年10月 株式会社リマネージ代表取締役社長就任（現任） 平成18年5月 株式会社アミコム代表取締役 平成19年5月 株式会社アミックス取締役（経営企画部担当）就任 平成25年9月 株式会社アミックス常務取締役就任（現任） 平成26年12月 当社取締役就任（現任）	(注)4	-
監査役 (常勤)	-	萩原 且彦	昭和10年9月30日生	昭和34年4月 野村證券株式会社入社 昭和63年9月 日本アジア投資株式会社出向 平成8年9月 株式会社ジャイク経営研究所設立 同社代表取締役社長就任 平成12年4月 萩原事務所設立 平成26年5月 当社常勤監査役就任（現任）	(注)5	4,000
監査役	-	興水 英行	昭和42年3月14日生	平成元年4月 株式会社西洋環境開発入社 平成4年8月 T A C 株式会社入社 平成5年10月 アーサーアンダーセン会計事務所（現有限責任あずさ監査法人）入社 平成9年11月 株式会社カーギルジャパン入社 平成9年11月 興水公認会計士事務所（現興水公認会計士・税理士事務所）設立 平成18年12月 株式会社リゾートピラ富津取締役就任（現任） 平成20年12月 株式会社フォンティス設立 同社代表取締役就任（現任） 平成26年5月 当社監査役就任（現任）	(注)5	4,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	清水 誠一	昭和40年11月10日生	昭和61年4月 ちばぎんリース株式会社入社 平成11年7月 パシフィックマネジメント株式会社(現パシフィックホールディングス株式会社)入社 平成21年4月 株式会社ディア・ライフ入社 平成21年5月 当社監査役就任(現任) 平成21年12月 株式会社ディア・ライフ取締役就任(現任)	(注)5	-
計						63,200

(注) 1. 取締役榎和志は、社外取締役であります。

2. 監査役萩原且彦、奥水英行及び清水誠一は、社外監査役であります。

3. 青木寛は平成21年5月に保証事業部長に就任し、後身である営業部長を現任しております。

4. 平成27年6月11日開催の臨時株主総会の終結の時から平成27年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 平成27年6月11日開催の臨時株主総会の終結の時から平成30年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

#### イ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性及び客観性を高めるとともに、法令・社会規範・倫理を遵守した健全経営を確立・維持しながら企業価値の最大化を図ることが、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を確保し、永続的に繁栄する企業に発展していくうえで、極めて重要であると考えております。

そのために当社では、取締役会の充実、監査役会機能の一層の強化を進め、コーポレート・ガバナンスの重要性を経営陣のみならず、全従業員が認識し、実践することに努めております。

#### ロ 企業統治の体制の概要

##### (取締役会)

当社の取締役会は5名で構成されております。毎月1回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項、経営に関する重要な事項の審議及び決定や各事業の進捗状況及び業務執行状況を検討、確認しております。また、重要な議案が生じたときに必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。

##### (監査役会)

当社は、監査役会設置会社であり、常勤社外監査役1名及び非常勤社外監査役2名で監査役会を組織し、定期的に監査役会を開催しております。また、各監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見の陳述を行うとともに、取締役の職務遂行に対し厳正なる監査を行っております。

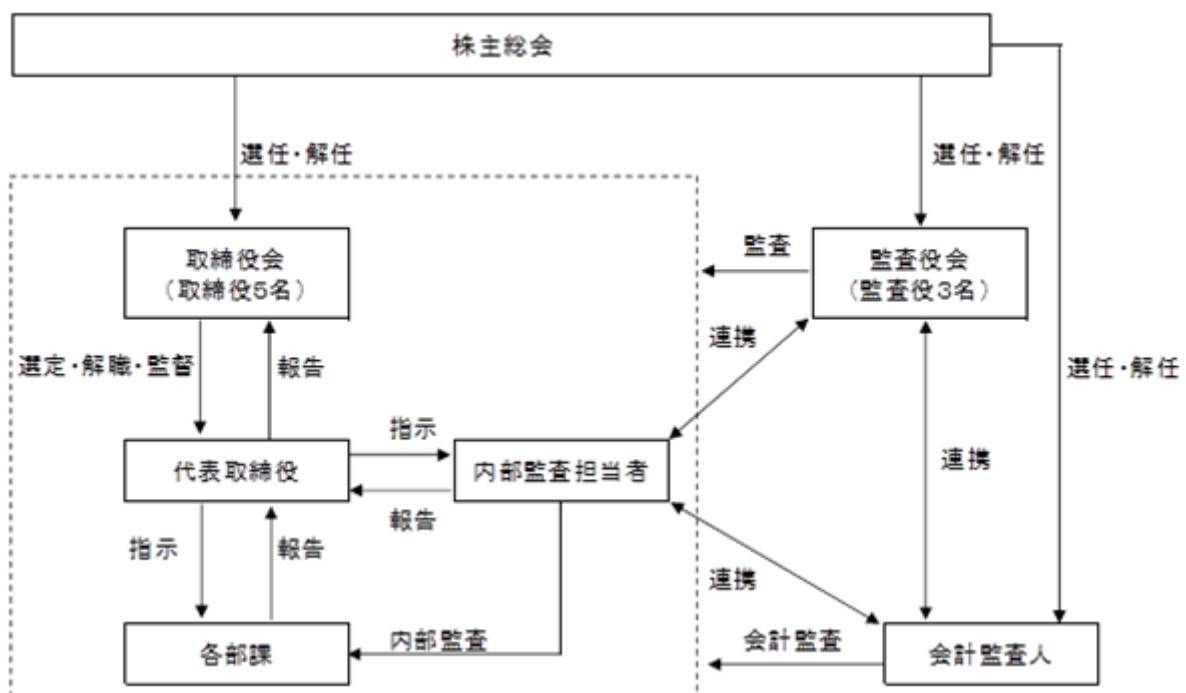
##### (内部監査)

当社には内部監査を行う独立の部はありませんが、代表取締役社長が営業部から1名、管理部から1名を内部監査担当者として任命しております。内部監査担当者は互いに属する部の業務監査を実施し、相互に牽制する体制を整えております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役会及び監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

##### (会計監査人)

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を新日本有限責任監査法人と締結し、監査を実施しております。なお、当社と新日本有限責任監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりです。



## 八 企業統治の体制を採用する理由

当社は取締役5名による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図るとともに、3名全員が社外監査役である監査役による客観的・中立的監視のもと経営の公正性と透明性を維持しており、効率的な経営システムと経営監視機能が十分機能する体制が整っているものと判断しております。

### 二 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

#### a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月1回開催される定時取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに各取締役は職務の執行状況について報告しております。出席監査役は各取締役の職務執行の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを監督しております。使用人の職務執行は、内部監査規程に基づいた内部監査により法令及び定款に反していないかを監査しております。

#### b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行状況を事後的に確認するため、各会議議事録や稟議書などの重要書類の保存及び管理に関する文書管理規程を定めております。また、主管部を定め、取締役及び使用人に対して規程に従って文書の保存・管理を適正に行うよう指導し、取締役及び監査役が常時これらの文書等を閲覧できる体制を整えております。また、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、内部通報規程を制定・施行し、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築しております。

#### c 損失の危険の管理に関する体制

各部の業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、全社的なリスク管理は管理部が行っております。また、コンプライアンスやリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けております。

管理部は、内部牽制機能を担う部として、各部のリスクを監視し、リスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し対策を講じることのできる体制を整えております。

#### d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率性を確保するため、組織管理規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。また、取締役会において、中期経営計画及び年度計画を策定の上、毎月1回の定時取締役会での業務執行報告及び月次決算報告に基づき、月次での進捗状況の管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックしております。

#### e 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

適正な業務執行・意思決定が行われるよう、必要に応じ親会社の取締役・監査役との間で、情報連携を図っております。また親会社を含む関係会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保しております。

#### f 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が補助使用人を求めた場合には、協議の上、速やかに設置いたします。補助使用人は、兼任も可能ですが、その職務の遂行に関しての指揮命令権は監査役に属し、補助使用人の発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとしております。

#### g 監査役が職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員及び従業員に周知徹底しております。

#### h 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧いたします。また、取締役及び使用人は、内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めています。

内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。

#### i 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知徹底しております。

## j 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用を当社に請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

## k その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査担当者と定期的に情報・意見を交換する機会を確保するものとしております。また、監査役は取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

監査役は必要に応じて外部専門家を利用し、より精密な監査意見の形成に努めております。

## l 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある企業、団体等とはいかなる取引も行わず、また、不当な要求を受けた場合は、断固として拒否することを宣言しております。反社会的勢力に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等に相談し指導を仰ぎながら適切に対応する体制を整えております。

## m 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

## 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査業務は、当社における業務の遂行状況を、公正かつ客観的な立場で合法性と合理性の観点から検討、評価し、内部統制の有効性を高めていくことを基本方針としております。当該監査終了後に監査報告書を作成して代表取締役社長に提出し、その承認をもって結果を被監査組織に通知します。その後、指摘事項にかかる改善報告を受け、改善状況の確認をしております。

監査役監査につきましては、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名が年間の監査方針を立案し、監査計画を作成しております。監査にあたっては、議事録、稟議書等の書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、会計監査への立会い、取締役会への出席を行っております。期末監査終了後は、監査法人の意見交換を行い、監査報告書を作成、社長に提出し、定時株主総会の席上で監査報告を行っております。

また、内部監査、監査役監査及び会計監査は、相互に連携をとりながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう情報、意見の交換及び指摘事項の共有を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

## 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、的確な情報共有と充実した審議を基盤とした経営判断に努めております。社外取締役は経営陣から独立した客観的視点での助言等を行い、社外監査役は外部からの中立的且つ客観的な経営監視を行っております。このように、社外取締役及び各社外監査役は、これまでの経営経験やマネジメント経験等を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点での経営の監督とチェック機能を果たし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持・向上を図っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に際しての独立性に関する具体的な基準又は方針は有していないものの、社外取締役及び各社外監査役は、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなし得る人格、識見、能力を有していると判断しております。

なお、社外監査役清水誠一氏は株式会社ディア・ライフの取締役管理ユニット長であり、同社とは保証事業等の取引がありますが、これ以外の人的関係、資本的關係及び取引関係その他特別な利害関係はございません。

提出日現在、社外監査役萩原且彦及び社外監査役興水英行は、当社の株式をそれぞれ4,000株保有しておりますが、これ以外の人的関係、資本的關係及び取引関係その他特別な利害関係はありません。

社外取締役榎和志と当社との間に人的関係、資本的關係及び取引関係その他特別な利害関係はありません。

## 取締役及び監査役の責任免除の決定機関

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。



#### 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、法令が定める限度額として責任を負担するものとする契約を締結できる旨を定款で定めております。なお、平成27年6月30日現在において、当該契約は締結しておりません。

#### 役員報酬の内容

イ 提出会社の平成26年9月期における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役	34,760	34,760	-	-	-	4
社外監査役	2,700	2,700	-	-	-	3

#### ロ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬の額は取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

役員の報酬限度額は、平成26年5月16日開催の臨時株主総会において、取締役については年額200万円以内、監査役については年額50万円以内と決議しております。

#### 会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士は中川豪及び小野淳史であります。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士4名及びその他4名となっております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等については会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

## ( 2 ) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
2,000	-	7,500	-

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日内閣府令第19号）附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2)当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

(1)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）及び当事業年度（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応ができるよう体制整備に努めているほか、会計専門誌の定期購読及び監査法人他主催の各種セミナーに参加しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1 157,180	1 137,394
金銭の信託	2 47,425	2 1,350
売掛金	42,684	49,438
求償債権	136,760	150,110
前払費用	3,087	6,687
繰延税金資産	55,910	48,004
その他	6,164	1,865
貸倒引当金	55,859	68,241
流動資産合計	393,354	326,608
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,752	1,899
減価償却累計額	2,577	144
建物(純額)	3,175	1,754
車両運搬具	848	848
減価償却累計額	848	848
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	8,744	6,767
減価償却累計額	6,510	3,692
工具、器具及び備品(純額)	2,233	3,074
有形固定資産合計	5,408	4,829
無形固定資産		
ソフトウェア	36,258	40,273
その他	305	305
無形固定資産合計	36,563	40,578
投資その他の資産		
出資金	150	150
長期前払費用	782	504
敷金	610	7,490
繰延税金資産	204	100
その他	-	1,600
投資その他の資産合計	1,748	9,845
固定資産合計	43,720	55,254
資産合計	437,075	381,863

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	30,000	-
1年内返済予定の長期借入金	26,184	17,033
未払金	7,353	12,343
未払費用	9,401	14,891
未払法人税等	32,029	5,408
前受金	3,128	1,782
預り金	34,161	4,560
前受収益	125,216	115,476
その他	2,174	5,577
流動負債合計	269,648	177,074
固定負債		
長期借入金	56,568	39,535
固定負債合計	56,568	39,535
負債合計	326,216	216,609
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	99,970	107,970
資本剰余金		
資本準備金	10,419	18,419
資本剰余金合計	10,419	18,419
利益剰余金		
利益準備金	3,997	3,997
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,528	34,866
利益剰余金合計	469	38,864
株主資本合計	110,858	165,253
純資産合計	110,858	165,253
負債純資産合計	437,075	381,863

## 【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

当第2四半期会計期間  
（平成27年3月31日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	187,048
金銭の信託	1,350
売掛金	52,830
求償債権	161,588
仕掛販売用不動産	33,773
繰延税金資産	55,543
その他	8,634
貸倒引当金	81,491
流動資産合計	419,277
固定資産	
有形固定資産	4,870
無形固定資産	38,045
投資その他の資産	10,854
固定資産合計	53,770
資産合計	473,047
負債の部	
流動負債	
短期借入金	40,500
1年内返済予定の長期借入金	16,188
未払法人税等	29,716
前受収益	129,626
その他	40,356
流動負債合計	256,386
固定負債	
長期借入金	31,441
固定負債合計	31,441
負債合計	287,827
純資産の部	
株主資本	
資本金	107,970
資本剰余金	18,419
利益剰余金	58,830
株主資本合計	185,219
純資産合計	185,219
負債純資産合計	473,047

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	358,058	472,731
売上原価	81,058	113,353
売上総利益	276,999	359,377
販売費及び一般管理費	1 218,967	1 279,275
営業利益	58,032	80,102
営業外収益		
受取利息	52	38
受取配当金	4	4
償却債権取立益	304	232
債権売却益	-	560
損害賠償金	520	-
その他	1	281
営業外収益合計	881	1,117
営業外費用		
支払利息	1,983	1,559
和解金	-	200
その他	41	-
営業外費用合計	2,024	1,759
経常利益	56,888	79,460
特別損失		
固定資産除却損	2 7,126	2 3,475
特別損失合計	7,126	3,475
税引前当期純利益	49,762	75,984
法人税、住民税及び事業税	38,346	29,579
法人税等調整額	11,521	8,009
法人税等合計	26,824	37,589
当期純利益	22,937	38,394

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)		当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	3,442	4.2	1,170	1.0
経費		77,616	95.7	112,183	98.9
当期売上原価		81,058	100.0	113,353	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払手数料	50,406	63,336
貸倒引当金繰入	27,209	42,752



## 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)
売上高	325,937
売上原価	121,800
売上総利益	204,137
販売費及び一般管理費	162,337
営業利益	41,800
営業外収益	
受取利息	16
債権売却益	200
償却債権取立益	129
その他	89
営業外収益合計	435
営業外費用	
支払利息	776
営業外費用合計	776
経常利益	41,460
税引前四半期純利益	41,460
法人税、住民税及び事業税	28,939
法人税等調整額	7,445
法人税等合計	21,494
四半期純利益	19,966

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	99,970	10,419	10,419	1,998	4,477	2,478	107,910	107,910
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	1,998	21,988	19,989	19,989	19,989
当期純利益	-	-	-	-	22,937	22,937	22,937	22,937
当期変動額合計	-	-	-	1,998	948	2,947	2,947	2,947
当期末残高	99,970	10,419	10,419	3,997	3,528	469	110,858	110,858

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	99,970	10,419	10,419	3,997	3,528	469	110,858	110,858
当期変動額								
新株の発行	8,000	8,000	8,000	-	-	-	16,000	16,000
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	38,394	38,394	38,394	38,394
当期変動額合計	8,000	8,000	8,000	-	38,394	38,394	54,394	54,394
当期末残高	107,970	18,419	18,419	3,997	34,866	38,864	165,253	165,253

## 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	49,762	75,984
減価償却費	9,125	10,571
貸倒引当金の増減額（は減少）	24,385	12,381
受取利息及び受取配当金	56	42
支払利息	1,983	1,559
固定資産除却損	7,126	3,475
金銭の信託の増減額（は増加）	47,425	46,075
売上債権の増減額（は増加）	14,855	6,754
求償債権の増減額（は増加）	39,169	13,349
未払金の増減額（は減少）	1,342	225
未払費用の増減額（は減少）	1,181	5,490
預り金の増減額（は減少）	27,269	29,601
前受収益の増減額（は減少）	23,347	9,740
その他	2,419	3,580
小計	44,074	99,405
利息及び配当金の受取額	56	42
利息の支払額	1,762	1,537
法人税等の支払額	33,426	56,200
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,941	41,710
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	400	1,200
定期預金の払戻による収入	-	15,000
有形固定資産の取得による支出	663	4,561
無形固定資産の取得による支出	36,343	7,705
敷金の差入による支出	520	7,637
敷金の回収による収入	-	190
その他	416	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,511	5,913
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	10,000	30,000
長期借入れによる収入	80,000	-
長期借入金の返済による支出	41,421	26,184
株式の発行による収入	-	16,000
配当金の支払額	19,989	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,589	40,184
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	19,981	4,386
現金及び現金同等物の期首残高	141,762	121,780
現金及び現金同等物の期末残高	121,780	117,394

## 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	41,460
減価償却費	6,117
貸倒引当金の増減額(は減少)	13,250
受取利息及び受取配当金	16
支払利息	776
売上債権の増減額(は増加)	3,392
たな卸資産の増減額(は増加)	33,773
求償債権の増減額(は増加)	11,478
前受収益の増減額(は減少)	14,149
その他	6,424
小計	33,517
利息及び配当金の受取額	16
利息の支払額	767
法人税等の支払額	5,411
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,354
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	600
有形固定資産の取得による支出	777
無形固定資産の取得による支出	8,064
敷金の回収による収入	180
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,261
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	40,500
長期借入金の返済による支出	8,939
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,561
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	49,654
現金及び現金同等物の期首残高	117,394
現金及び現金同等物の四半期末残高	167,048

## 【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

## 1 固定資産の減価償却の方法

## (1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 4～20年

## (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## 2 引当金の計上基準

## 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## 3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。控除対象外消費税額等については、販売費及び一般管理費に計上しており、固定資産に係るものは長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

## (2)連結納税制度の適用

当事業年度より親会社の株式会社ディア・ライフと連結納税制度を適用しております。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

## 1 固定資産の減価償却の方法

### (1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 4～20年

### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## 2 引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## 3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。控除対象外消費税額等については、販売費及び一般管理費に計上しており、固定資産に係るものは長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

### (2)連結納税制度からの離脱

当社は連結納税制度の適用要件を満たさなくなったため、株式会社ディア・ライフを連結親法人とする連結納税グループから離脱しております。

## （会計方針の変更）

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年10月1日以降に取得した有形固定資産については改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

## （表示方法の変更）

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

## （貸借対照表関係）

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
定期預金	35,000千円	20,000千円

上記定期預金について当座借越契約（借越限度額100,000千円）の担保に供しております。なお、期末日現在において借入実行残高はありません。

## 2 前事業年度（平成25年9月30日）

金銭の信託は、セルフストレージ事業者向け使用料の収納代行業務の一環として設定しているものであります。

## 当事業年度（平成26年9月30日）

金銭の信託は、セルフストレージ事業者向け使用料の収納代行業務の一環として設定しているものであります。

## 3 当座借越契約

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関3行との間に当座借越契約を締結しております。なお、これらの契約に基づく当期末の借入の実行状況はそれぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
当座借越極度額	130,000千円	130,000千円
借入実行残高	30,000	-
差引借入未実行残高	100,000	130,000



## （損益計算書関係）

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度16.5%、当事業年度15.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83.5%、当事業年度84.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
役員報酬	30,460千円	37,460千円
給与手当	67,830	82,437
法定福利費	12,430	16,921
支払手数料	22,626	30,228
撤去費用	13,366	15,081
減価償却費	9,125	10,571
貸倒引当金繰入額	2,378	4,519

- 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
建物	- 千円	2,685千円
工具、器具及び備品	22	790
ソフトウェア	7,104	-
計	7,126	3,475

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,474	-	-	2,474

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年12月18日 定時株主総会	普通株式	19,989	8,080	平成24年9月30日	平成24年12月18日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,474	160	-	2,634

## (変動事由の概要)

新株の発行（第三者割当）による増加 160株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	157,180千円	137,394千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	35,400	20,000
現金及び現金同等物	121,780	117,394

## （リース取引関係）

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

内容の重要性が乏しく、また一件当たりの金額が少額のため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

内容の重要性が乏しく、また一件当たりの金額が少額のため記載を省略しております。

## （金融商品関係）

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金及び銀行からの借入で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である求償債権及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。当該リスクに関しては、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、その一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が借入先ごとに金利変動を管理し、金利変動による負担増減の早期把握を図っております。

営業債務である未払法人税等、預り金、前受収益は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	157,180	157,180	-
(2) 金銭の信託	47,425	47,425	-
(3) 売掛金	42,684	42,684	-
貸倒引当金(*1)	4,058	4,058	-
	38,625	38,625	-
(4) 求償債権	136,760	136,760	-
貸倒引当金(*1)	51,800	51,800	-
	84,959	84,959	-
資産計	328,191	328,191	-
(1) 短期借入金	30,000	30,000	-
(2) 未払法人税等	32,029	32,029	-
(3) 預り金	34,161	34,161	-
(4) 前受収益	125,216	125,216	-
(5) 長期借入金(*2)	82,752	82,787	35
負債計	304,159	304,194	35

(\*1) 売掛金及び求償債権に含まれる貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)金銭の信託 (3)売掛金 (4)求償債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)短期借入金 (2)未払法人税等 (3)預り金 (4)前受収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	157,180	-	-	-
(2) 金銭の信託	47,425	-	-	-
(3) 売掛金	42,684	-	-	-
(4) 求償債権	136,760	-	-	-
合計	384,050	-	-	-

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	26,184	17,033	16,188	15,509	7,838	-

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。  
なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である求償債権及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。当該リスクに関しては、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、その一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が借入先ごとに金利変動を管理し、金利変動による負担増減の早期把握を図っております。

営業債務である未払法人税等、預り金、前受収益は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	137,394	137,394	-
(2) 金銭の信託	1,350	1,350	-
(3) 売掛金	49,438	49,438	-
貸倒引当金(*1)	6,665	6,665	-
	42,772	42,772	-
(4) 求償債権	150,110	150,110	-
貸倒引当金(*1)	61,575	61,575	-
	88,534	88,534	-
資産計	270,051	270,051	-
(1) 未払法人税等	5,408	5,408	-
(2) 前受収益	115,476	115,476	-
(3) 長期借入金(*2)	56,568	56,637	69
負債計	177,453	177,522	69

(\*1) 売掛金及び求償債権に含まれる貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 金銭の信託 (3) 売掛金 (4) 求償債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

## (1)未払法人税等 (2)前受収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	137,394	-	-	-
(2) 金銭の信託	1,350	-	-	-
(3) 売掛金	49,438	-	-	-
(4) 求償債権	150,110	-	-	-
合計	338,292	-	-	-

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	17,033	16,188	15,509	7,838	-	-

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成24年12月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 570株
付与日	平成24年12月25日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成28年8月1日 至 平成36年7月22日
権利行使期間	自 平成26年12月26日 至 平成36年3月31日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成24年12月18日
権利確定前 （株）	
前事業年度末	-
付与	570
失効	-
権利確定	-
未確定残	570
権利確定後 （株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-



## 単価情報

決議年月日	平成24年12月18日
権利行使価格 (円)	70,000
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストックオプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値の見積もり方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法により算定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額  
- 千円

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成24年12月18日	平成25年12月9日	平成26年7月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役1名	当社取締役4名	当社取締役3名 当社従業員19名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 570株	普通株式 1,200株	普通株式 509株
付与日	平成24年12月25日	平成25年12月10日	平成26年7月31日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成28年8月1日 至 平成36年7月22日	自 平成28年8月1日 至 平成36年7月22日	自 平成28年7月31日 至 平成36年7月22日
権利行使期間	自 平成26年12月26日 至 平成36年3月31日	自 平成27年12月11日 至 平成37年12月10日	自 平成28年8月1日 至 平成36年7月22日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成24年12月18日	平成25年12月9日	平成26年7月23日
権利確定前（株）			
前事業年度末	570	-	-
付与	-	1,200	509
失効	570	1,200	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	509
権利確定後（株）			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

## 単価情報

決議年月日	平成24年12月18日	平成25年12月9日	平成26年7月23日
権利行使価格 (円)	70,000	22,000	100,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストックオプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値の見積もり方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法により算定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度において行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額  
- 千円

## (税効果会計関係)

前事業年度(平成25年9月30日)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成25年9月30日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	23,828千円
減価償却超過額	411
未払事業税	1,851
前受保証料	49,372
その他	281
繰延税金資産小計	75,744
評価性引当額	19,628
繰延税金資産計	56,115

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成25年9月30日)
法定実効税率	39.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に参入されない項目	0.3
住民税均等割	0.6
評価性引当額の増減	14.2
留保金課税	0.8
その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
該当事項はありません。

当事業年度（平成26年9月30日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年9月30日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	27,251千円
減価償却超過額	234
未払事業税	381
前受保証料	41,050
その他	381
繰延税金資産小計	69,299
評価性引当額	21,194
繰延税金資産合計	48,105

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年9月30日)
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に参入されない項目	0.2
住民税均等割	0.3
評価性引当額の増減	2.1
留保金課税	0.4
中小法人等に対する軽減税率	1.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	6.6
その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.5

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は3,188千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

4．決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後開始する事業年度より法人税等の税率が変更されることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

**（資産除去債務関係）**

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

**（セグメント情報等）****【セグメント情報】**

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当社の事業セグメントは、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当社の事業セグメントは、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

**【関連情報】**

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

**1. 製品及びサービスごとの情報**

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

**2. 地域ごとの情報****(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

**(2) 有形固定資産**

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

**3. 主要な顧客ごとの情報**

外部顧客への売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

**1. 製品及びサービスごとの情報**

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

**2. 地域ごとの情報****(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

**(2) 有形固定資産**

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

**3. 主要な顧客ごとの情報**

外部顧客への売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社ディア・ライフ	東京都千代田区	416,472	不動産 派遣	被所有 100	役員の兼任  セルフストレージ運営 支援	派遣社員の受入	6,465	未払金	661
							事務所賃借	8,277	前払費用	768
							契約管理	571	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件の決定については、提供するサービスの内容を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ディア・ライフ（東京証券取引所マザーズに上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社ディア・ライフ	東京都千代田区	416,472	不動産 派遣	被所有 93.9	役員の兼任  セルフストレージ運営 支援	派遣社員の受入	4,186	未払金	122
							事務所賃借	5,044	-	-
							契約管理	1,079	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件の決定については、提供するサービスの内容を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ディア・ライフ（東京証券取引所マザーズに上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	112.02円
1株当たり当期純利益金額	23.18円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成27年5月22日開催の取締役会決議により、平成27年6月11日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
当期純利益金額(千円)	22,937
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	22,937
期中平均株式数(株)	989,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数 570個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株等々の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	156.85円
1株当たり当期純利益金額	38.38円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成27年5月22日開催の取締役会決議により、平成27年6月11日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
当期純利益金額(千円)	38,394
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	38,394
期中平均株式数(株)	1,000,471
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数 509個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株等々の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。



（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年6月11日を効力発生日として株式の分割を行い、定款の一部変更をし単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図るため、また、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、株式の分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

（1）分割の方法

平成27年6月10日を基準日として、同日の最終株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき400株の割合をもって分割しております。

（2）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,634株
今回の分割により増加する株式数	1,050,966株
株式分割後の発行済株式総数	1,053,600株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

（3）効力発生日

平成27年6月11日

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設した単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成27年6月11日

### 4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に反映されております。

## 【注記事項】

## （追加情報）

## 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後開始する事業年度より法人税等の税率が変更されることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更に伴う当第2四半期会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

## （四半期貸借対照表関係）

## 1. 当座借越契約

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関4行との間に当座借越契約を締結しております。なお、これらの契約に基づく借入の実行状況はそれぞれ以下のとおりであります。

	当第2四半期会計期間 (平成27年3月31日)
当座借越極度額	180,000千円
借入実行残高	13,000千円
差引借入未実行残高	167,000千円

## （四半期損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)
給与手当	43,555千円

## （四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	187,048千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	20,000千円
現金及び現金同等物	167,048千円

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自平成26年10月1日 至 平成27年3月31日）

当社の事業セグメントは、セルフストレージビジネスソリューションプロバイダ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	18.95
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	19,966
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	19,966
普通株式の期中平均株式数(株)	1,053,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成27年5月22日開催の取締役会決議により、平成27年6月11日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

## (重要な後発事象)

## (株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年6月11日を効力発生日として株式の分割を行い、定款の一部変更をし単元株制度を採用しております。

## 1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図るため、また、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、株式の分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

## 2. 株式分割の概要

## (1) 分割の方法

平成27年6月10日を基準日として、同日の最終株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき400株の割合をもって分割しております。

## (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,634株
今回の分割により増加する株式数	1,050,966株
株式分割後の発行済株式総数	1,053,600株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

## (3) 効力発生日

平成27年6月11日

### 3．単元株制度の採用

#### (1) 新設した単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成27年6月11日

### 4．1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に反映されております。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,752	1,899	5,752	1,899	144	633	1,754
車両運搬具	848	-	-	848	848	-	0
工具、器具及び備品	8,744	2,661	4,638	6,767	3,692	1,030	3,074
有形固定資産計	15,345	4,561	10,391	9,515	4,685	1,664	4,829
無形固定資産							
ソフトウェア	39,850	12,921	-	52,771	12,499	8,907	40,273
その他	305	-	-	305	-	-	305
無形固定資産計	40,156	12,921	-	53,078	12,499	8,907	40,578
長期前払費用	976	-	235	740	-	-	740 (235)

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	事務所移転に伴う諸設備	1,899千円
工具、器具及び備品	ファイアウォール、キャビネなど	2,661千円
ソフトウェア	既存システムの機能追加など	7,705千円
ソフトウェア	WEBサイトの開発など	5,216千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	事務所移転に伴う除却	5,752千円
----	------------	---------

3. 長期前払費用の( )は内書きで、貸借対照表では流動資産の前払費用に含めて表示しております。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	26,184	17,033	1.7	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	56,568	39,535	1.6	平成26年10月31日～ 平成30年7月31日
合計	112,752	56,568	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	16,188	15,509	7,838	-

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	55,859	96,524	34,890	49,252	68,241

(注) 当期減少額のその他は債権の回収及び洗替によるものであります。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ.現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	171
預金	
普通預金	97,220
定期預金	40,001
小計	137,222
合計	137,394

## ロ.売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
セルフストレージ利用者	47,539
その他	1,899
合計	49,438

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期貸倒 償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (E)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
42,684	414,776	406,110	1,911	49,438	88.8	40.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## 八.求償債権

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
セルフストレージ利用者	150,110
合計	150,110

## 二.繰延税金資産

繰延税金資産は48,004千円であり、その内訳については「1財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

## 流動負債

## イ.前受収益

区分	金額(千円)
保証料のうち翌期に属する額	115,476
合計	115,476



## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料(注)1
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL：http://www.palma.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 単元未満株式の取扱手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。

(2) 会社法第166条第1項の規定による制空をする権利。

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

### 第三部【特別情報】

#### 第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第2【第三者割当等の概況】

## 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年7月31日	平成24年12月25日	平成25年12月10日	平成26年7月31日
種類	普通株式	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	160株	普通株式 570株 (注)3	普通株式 1,200株 (注)3	普通株式 509株
発行価格	100,000 (注)5	70,000 (注)5	22,000 (注)5	100,000 (注)5
資本組入額	50,000	35,000	11,000	50,000
発行価額の総額	16,000,000	39,900,000	26,400,000	50,900,000
資本組入額の総額	8,000,000	19,950,000	13,200,000	25,450,000
発行方法	有償第三者割当	平成24年12月18日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成25年12月9日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成26年7月23日開催の臨時株主総会決議及び平成26年6月19日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	-	-	(注)4

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成26年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
  3. 新株予約権 及び につきましては、平成26年7月23日の放棄により1,770株分全ての権利が喪失しております。
  4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

5. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）により算定された価格を参考に決定した価格であります。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき70,000円	1株につき22,000円	1株につき100,000円
行使請求期間	平成26年12月26日から 平成36年3月31日まで	平成27年12月11日から 平成37年12月10日まで	平成28年8月1日から 平成36年7月22日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、当社もしくは当社関係会社の従業員が定年により退職した場合、又は取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、当社もしくは当社関係会社の従業員が定年により退職した場合、又は取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、当社もしくは当社関係会社の従業員が定年により退職した場合、又は取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権 及び につきましては、平成26年7月23日放棄及び同日消却により1,770株分全ての権利が喪失しております。
8. 平成27年5月22日開催の取締役会決議により、平成27年6月11日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は203,600株、「発行価格」250円、「資本組入額」は125円にそれぞれ調整されております。

## 2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
高野 茂久	東京都墨田区	会社役員	100	10,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
上村 卓也	東京都港区	会社役員	28	2,800,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
青木 寛	神奈川県横浜市 港北区	会社役員	10	1,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
萩原 且彦	東京都町田市	会社役員	10	1,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
輿水 英行	東京都練馬区	会社役員	10	1,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
三戸部 愛	神奈川県川崎市 高津区	会社員	2	200,000 (100,000)	当社の従業員

(注) 1. 上記取得者は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 当社は、平成27年5月22日開催の取締役会決議により、平成27年6月11日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は分割前の割当株数及び価格で記載しております。

平成24年12月18日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
阿部 幸広	東京都新宿区	会社役員	250	17,500,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
高野 茂久	東京都墨田区	会社役員	250	17,500,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、 大株主上位10名)
青木 寛	神奈川県横浜市 港北区	会社役員	50	3,500,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上 位10名)
清水 誠一	千葉県市川市	会社役員	20	1,400,000 (70,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 上記の新株予約権は、平成26年7月23日放棄及び同日消却により全ての権利が喪失しております。



## 平成25年12月9日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
阿部 幸広	東京都新宿区	会社役員	550	12,100,000 (22,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
高野 茂久	東京都墨田区	会社役員	550	12,100,000 (22,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、 大株主上位10名)
青木 寛	神奈川県横浜市 港北区	会社役員	70	1,540,000 (22,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上 位10名)
上村 卓也	東京都港区	会社役員	30	660,000 (22,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上 位10名)

(注) 上記の新株予約権は、平成26年7月23日放棄及び同日消却により全ての権利が喪失しております。

## 平成26年7月23日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
高野 茂久	東京都墨田区	会社役員	400	40,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、 大株主上位10名)
青木 寛	神奈川県横浜市 港北区	会社役員	35	3,500,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上 位10名)
上村 卓也	東京都港区	会社役員	35	3,500,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上 位10名)
三戸部 愛	神奈川県川崎市 高津区	会社員	4	400,000 (100,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の 従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は18名であり、その株式の総数は35株であります。

2. 当社は、平成27年5月22日開催の取締役会決議により、平成27年6月11日付で1株を400株とする株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

## 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ディア・ライフ 1	東京都千代田区九段北1-13-5	989,600	78.71
高野 茂久 1 2	東京都墨田区	200,000 (160,000)	15.91 (12.73)
上村 卓也 1 3	東京都港区	25,200 (14,000)	2.00 (1.11)
青木 寛 1 3	神奈川県横浜市港北区	18,000 (14,000)	1.43 (1.11)
萩原 且彦 1 4	東京都町田市	4,000	0.32
輿水 英行 1 4	東京都練馬区	4,000	0.32
三戸部 愛 1 5	神奈川県川崎市高津区	2,400 (1,600)	0.19 (0.13)
遠藤 智美 5	東京都杉並区	1,600 (1,600)	0.13 (0.13)
鈴木 秀長 5	神奈川県川崎市川崎区	1,600 (1,600)	0.13 (0.13)
原口 尚美 5	神奈川県川崎市中原区	1,600 (1,600)	0.13 (0.13)
伊藤 一樹 5	東京都新宿区	1,600 (1,600)	0.13 (0.13)
下村 隆将 5	東京都杉並区	1,600 (1,600)	0.13 (0.13)
松本 忠裕 5	千葉県千葉市花見川区	800 (800)	0.06 (0.06)
三島 裕史 5	神奈川県横浜市港北区	800 (800)	0.06 (0.06)
瀧澤 一美 5	埼玉県さいたま市浦和区	400 (400)	0.03 (0.03)
高山 真奈 5	千葉県市川市	400 (400)	0.03 (0.03)
大関 真理子 5	東京都練馬区	400 (400)	0.03 (0.03)
松村 直子 5	神奈川県横浜市西区	400 (400)	0.03 (0.03)
鎌田 芽弥 5	東京都調布市	400 (400)	0.03 (0.03)
佐々木 杏奈 5	東京都府中市	400 (400)	0.03 (0.03)
岩淵 瀬奈 5	東京都板橋区	400 (400)	0.03 (0.03)
工藤 優子 5	東京都小金井市	400 (400)	0.03 (0.03)
松本 華子 5	神奈川県横浜市栄区	400 (400)	0.03 (0.03)
小松 渚 5	神奈川県川崎市高津区	400 (400)	0.03 (0.03)
志賀 和磨 5	千葉県市川市	400 (400)	0.03 (0.03)
計	-	1,257,200 (203,600)	100.00 (16.19)

(注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

2. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）

- 3．特別利害関係者等（当社取締役）
- 4．特別利害関係者等（当社監査役）
- 5．当社従業員
- 6．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 7．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年7月3日

株式会社パルマ

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 豪指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 淳史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パルマの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パルマの平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年7月3日

株式会社パルマ

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 豪指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 淳史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パルマの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パルマの平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年7月3日

株式会社パルマ

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 豪指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 淳史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パルマの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第48期事業年度の第2四半期会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パルマの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。